

第513回（定例）福崎町議会会議録

令和6年3月6日（水）
午前9時30分開議

○令和6年3月6日、第513回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 13名

1番	石川治	8番	小林博
2番	竹本繁夫	9番	河嶋重一郎
3番	牛尾雅一	11番	城谷英之
4番	大塚記美代	12番	富田昭市
5番	吉高平記	13番	三輪一朝
6番	植岡茂和	14番	前川裕量
7番	宇崎壽幸		

○欠席議員 1名

10番 松岡秀人

○事務局より出席した職員

事務局 局長 三木雅人 主査 吉田卓

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教育長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技監	宇都善和	会計管理者	尾崎俊也
町参事兼住民生活課長	谷岡周和	総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	松田清彦
地域振興課長	成田邦造	ほけん年金課長	西村由紀子
福祉課長	小幡伸一	農林振興課長	吉田利彦
まちづくり課長	山下勝功	上下水道課長	橋本繁樹
学校教育課長	大塚謙一	社会教育課長	木ノ本雅佳

○議事日程

- 第1 閉会中の継続調査報告
- 第2 質疑
- 第3 討論・採決
- 第4 特別委員会の設置
- 第5 委員会付託
- 第6 議員派遣

○本日の会議に付した事件

- 第1 閉会中の継続調査報告
- 第2 質疑
- 第3 討論・採決
- 第4 特別委員会の設置

第 5 委員会付託

第 6 議員派遣

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は13名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日の会議に松岡議員から欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

日程第1 閉会中の継続調査報告

議 長 それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。
日程第1は、閉会中の継続調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 皆さん、おはようございます。
常任委員長 総務文教常任委員会から、会議閉会中の継続調査について報告いたします。
委員会は、去る1月23日及び2月20日の2回実施しました。委員会では、所管の担当課から報告を受け、委員会として所管業務の調査を行いました。調査の結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですので、特筆すべき部分を補足いたします。

まず、1月23日です。

企画財政課から、福崎町第5次総合計画実施計画について説明がありました。委員から、議会ライブ中継システム更新事業について質疑がありました。答弁は議会からの提案で、令和6年度予算に計上予定で、議会のインターネットライブ配信を行う予定ですとのことでした。委員から、議会運営委員会で話はなく、議長も知らない事業がなぜ議会の要望として令和6年度予算計上予定なのかと質疑がありました。議会事務局長の答弁は、議論が煮詰まっていない段階で要望したのは、配慮ミスでしたとのことでした。議長から、議会運営委員会で一度検討させていただくと判断がありました。また、第6次総合計画では、新しいものがたくさん出てくることもあり、総務文教常任委員長だけでなく、民生まちづくり常任委員会や全員協議会でも議論すべき内容かと思い、一度、議会運営委員会で検討していきたいとのことでした。

次に、委員から町内遺跡発掘調査等の事業で、高岡・福田地区と山崎地区と併せて年間6,000万円ずつ、3年間で計1億8,000万円とありますが、これが高岡・福田と山崎の内訳はどうかという質疑がありました。答弁は、高岡・福田につきましては令和6年度完了予定、令和7年度以降は山崎地区で実施する予定としておりますとのことでした。

学校教育課からは、高岡小学校複式学級について説明がありました。委員から、複式学級が増えると高岡小学校の教員の数はどうなってくるのかとの質疑があり

ました。教育長の答弁は、国の法律で、通常学級が何クラスだったら教員は何名というような配置基準があります。令和5年度から令和6年度、これを単純に見ますと、令和5年度が1年生で1クラス、2・3年で1クラス、4・5年で1クラス、6年で1クラス、計4クラス、令和6年度になると、1・2年と3・4年と5・6年で3クラス、そのため1クラス減るということで、教員は1名減るかと思われませんが、兵庫県は事情を配慮した配置が非常に多く、教員の数は実際のところ変わらないだろうと思っておりますとのことでした。

議長から、インターネットを使えば、神崎郡内だけでなく、この中播磨、西播磨や兵庫県や全国の子供たちとつながります。その子らと一緒に30人クラスをつくれればいいじゃないですか。皆さんタブレットを持っています。それを使ってインターネットでリモート授業をすることで、ほかの児童の意見を聞くことができます。ITを使った授業こそ、今、複式学級で進めてみるはどうでしょうかとのことでした。教育長の答弁では、少人数だからこそできる取組ということで、高岡小学校では、希望者になるのですが、英会話を放課後に実施しています。また、プログラミング、それからダンス、この三つを放課後にしています。多くの児童が参加してくれています。

そして、リモートのことを議長から言われましたが、以前にも提案いただいて、八千種小学校とリモートで授業をしたことがあります。可能でした。次に、福崎小学校とやってみました。それも可能でした。毎回毎回リモートで授業をするわけにもいきませんので、多くの意見も知りたいとか、多くの仲間と一緒に授業をするというような場合によって、リモートで進めていきたいと思っておりますとのことでした。

次に、2月20日です。

総務課から、震災後の能登半島支援の件について説明がありました。委員から、2月22日から29日の間で3名と給水車が現地へ行かれるということですが、その間の福崎町の危機管理について、質疑がありました。答弁は、給水車は日本水道協会兵庫県支部西播磨ブロックでの応援活動の一環で派遣しているので、その間に福崎町で給水が必要な災害があった場合は、西播磨ブロックの中で双方応援し合うという体制はできていると認識しています。また、それとは別に、姫路市が近くということで、応援に飛んできてくれるはずだと思いますとのことでした。

以上で、議会閉会中の継続調査についての報告を終わります。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。
小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の閉会中の活動について報告をさせていただきます。
常任委員長 ます。

委員会は1月24日、2月21日に会議を開催いたしました。詳細につきましては、報告書に資料をつけておりますので、目を通していただければと思います。一応、项目的に触れておきたいと思います。

1月24日の委員会は、公害防止協定に基づく協議は4件で、委員会ではそれぞれ質疑の後、了承することといたしました。

各課の報告事項であります。

住民生活課からは、中播消防署建て替え事業についての報告です。本部候補地は、必要面積は満たしているとの答弁であります。北部出張所候補地が変更になったとの報告です。神崎郡次期ごみ処理施設建設事業の進捗状況の報告がありました。用地造成に係る債務負担額が増加したこと、関連工事である浅野川改修の件などが含まれております。くれさかの将来のことについて、施設をどうするか

の協議を姫路市と進めているとのことでもあります。消防団については、在り方検討委員会の名簿の報告を受けました。小型動力ポンプ付積載車の町負担割合を変更し、令和5年度分から適応するとのことでもあります。

まちづくり課からは工事・業務委託の進捗状況、道路不法占有の訴訟の経過、空き家等対策計画についての報告です。福崎町全域を対象とし、令和6年度から令和10年度までの5か年の計画であります。

上下水道課であります。工事・業務委託の進捗状況報告です。川すそ雨水幹線（その13）は、12月28日の入札の結果、株式会社ユーテックと1億8,623万円で契約、播但道高架下などもあり、工事は夜間工事となります。工期は来年度に繰り越すということでもあります。上下水道事業審議会の答申が出されたとの報告がありました。

福祉課からは、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画についての報告。大人の居場所づくり事業の再開、福寿園の給食業務委託の入札は3年間の4,870万8,000円で、富士産業株式会社が落札をいたしております。低所得世帯等の臨時給付金事業の報告がありました。

ほけん年金課です。新型コロナウイルスワクチン接種、令和5年度あすへの健康教室について等の報告です。

地域振興課はふるさと応援寄附金について、12月までで、昨年より同期で29%の増加とのことです。ガジロウ10周年記念イベント実施予定の報告もありました。

農林振興課、工事・業務委託進捗状況報告で、春日キャンプ場施設改修も進んでいるとの報告であります。

2月21日の委員会です。公害防止協定に基づく協議は1件で、委員会は質疑の後、了承することといたしました。

各課の報告です。

住民生活課は、1月の委員会に報告の次期ごみ処理場施設建設で、立木伐採工事内容への質問の報告がありました。伐採本数は約4,300本で、売却できた分は工事費から減額するとのことでもあります。新型コロナウイルス感染症対応支援策の進捗状況などの報告もありました。

上下水道課は工事・業務委託の進捗状況、福崎浄化センター産業廃棄物収集運搬業務委託は、入札で有限会社シーテックが2,430万7,800円で落札、契約をいたしました。3年間の契約であります。令和5年度の不納欠損処分の報告もありました。

福祉課からは、介護保険事業特別会計について、令和5年度の見込みと第9期の事業計画の報告であります。巡回バスサルビア号では、買い物便の増便があります。中播福社会への障がい者相談支援事業の委託報告がありました。

ほけん年金課は、国民健康保険事業特別会計について、令和5年度の実績見込み、令和6年度の制度改正、データヘルス計画などの報告がありました。後期高齢者医療事業、令和6年・7年度分の報告であります。新型コロナウイルスワクチンやインフルエンザ予防接種、令和6年度の町ぐるみ健診の報告がありました。

地域振興課分です。株式会社もちむぎ食品センターの第35期第3四半期事業の報告です。前年同期より売上げは伸びていますが、材料価格等の高騰で営業損益は前期を下回っております。文珠荘については、浴場事故と営業支援の報告がありました。

農林振興課です。町と県営の工事・業務委託の執行状況、有限会社アケボノ企画との和解に係る工事の進捗状況の報告がありました。

まちづくり課、工事・業務委託の進捗状況、不法占有の訴えについては、3月14日の公判で判決とのことであります。福崎町地域公共交通計画についての報告がありました。公共交通の維持・確保に国の補助を受けることに必要とのことであります。そのほか、現地視察でくれさかクリーンセンター最終処分場の視察を行いました。

以上です。

議長 次、議会広報常任委員会、植岡委員長。

植岡議会広報 議会広報常任委員会から、議会閉会中の継続調査について、報告いたします。
常任委員長 委員会は、12月19日、1月11日、1月18日、1月25日の4回開きました。

委員会では、議会だより169号の内容について、編集を行いました。町民の生活に直結し、住民サービスの向上に関する記事を中心に掲載しました。県事業ではありますが、はばタンPay+第3弾のことについては、住民に有利になる情報であるため、目立ちやすい裏表紙に入れることを検討し、カラーでできるだけ大きく掲載しました。表紙の写真は、ガジロウが生誕10周年を迎えるにあたり、広報委員会としても協力していきたいと委員で協議し、ガジロウに来てもらい、撮影させていただきました。写真撮影には地域振興課、農林振興課にご協力いただき、ありがとうございました。今後とも、広報委員会として住民の利益、行政のPRになることには協力していきたいと思っております。

以上で、議会広報常任委員会の継続調査報告を終わります。

議長 次、議会運営委員会、竹本委員長。

竹本議会 議会運営委員会から議会閉会中の継続調査について、報告させていただきます。
運営委員長

委員会は、1月12日、2月26日に開催しました。

調査の結果報告につきましては、配付しています委員会調査報告のとおりですが、主な事項について説明させていただきます。

1月12日の委員会より報告いたします。

委員会では、12月の定例会での反省と課題について協議し、上位法令の改正以外についての追加議案については、十分な質疑の時間を反映していく必要があるため、追加議案の上程は控えることを確認させていただきました。タブレット型のパソコンの導入に向け、端末の操作講習会を2月5日実施、3月定例会では、紙資料と併せて電子データを格納させたタブレットを使用していくことを確認いたしました。

また、1月1日に発生した能登半島地震により、義援金については、福崎町議会としても一人5,000円の義援金をすることを確認しました。令和5年度議会関連行事予定については、本会議3日目と認定こども園の卒園式と重なっていることに、卒園式も大事にしていく必要があるのではないかとの意見等があり、今後検討が必要であり、継続審議といたしました。

2月26日に開催いたしました運営委員会では、第513回3月定例会の運営について協議を行いました。会期は3月4日から25日の22日間とし、予算審査特別委員会実施場所については、議場で行うことに決定いたしました。本会議インターネットライブ配信システム導入については、予算執行も含めて十分な審議が必要であり、継続審議と決定いたしました。

福崎町第5次総合計画実施計画については、事業計画及び財政計画が示され、毎年度の予算編成時の指針となる案件であるため、全議員で審議が必要ではとの意見があり、合わせまして継続審議といたしました。

また、1月9日に議会運営委員研修が兵庫県民会館で行われ、議会運営委員会における運営上の留意点と題して研修を受けてきました。

以上で、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

議 長 以上で、各委員会からの閉会中の継続調査報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。議案によっては複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第1号及び議案第32号につきましては、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思っておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第1号、令和5年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和5年度福崎町一般会計補正予算(第7号))について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第2号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第3号、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

1 番 この早出・遅出の勤務なんですけれども、確認なんですけど、この早出・遅出に関しては、7時間45分の勤務時間を確保した上での早出・遅出ということでしょうか。それとも、時間を短縮するということになってくるのでしょうか。お尋ねします。

総務課 長 時間の短縮ではなく、7時間45分はそのまま維持するというごさいます。

1 番 ありがとうございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第5号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

3 番 このたび、フルタイムの方とかパートタイムの会計年度任用職員の方の勤勉手当が対応されるということで、非常に喜んでおられるということですか、モチベーションが上がって、いろいろまた仕事に励んでいただけていると思っております。会計

年度任用職員の採用の年齢がいつまでなのか、ちょっと教えていただきたいと思
います。

総務課長 令和2年度から、この会計年度任用職員制度が始まっておりますが、定年と
いう考え方がなくなっておりますので、年齢の上限はございません。福崎町もそ
のとおりとさせていただいております。

議長 よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

8 番 国のほうでこういう方針がようやく出されていて、その枠が十分であるかどう
かはまた別の議論でしたいと思いますが、交付税措置がされてきておるといふ
うにお聞きをするのですが、福崎町の場合でいいますと、当初予算のところで聞
いてもいいんですが、この必要額、交付税措置は100%されておるのか、ある
いはそうでないのか、その交付税との関係についてプラスなのかマイナスなの
か、そのパーセント等をお聞かせをいただきたいと思います。

企画財政課長 質問議員おっしゃるとおり、令和6年度から、勤勉手当に対して普通交付税措
置がございます。その分を2,000万円見越しまして、普通交付税の増額を行
っております。なお、勤勉手当引上げに伴い、約5,000万円程度人件費が上
がっておりますので、3,000万円程度は町の負担となる予定としております。

8 番 この2,000万円の交付税措置というのは、これは内示等があった分ですか。

企画財政課長 特に総額の内示等はありませんが、前回、会計年度任用職員に期末手当が支
給されたときには2,000万円程度ありましたので、同額程度を見込んでおり
ます。

8 番 勤勉手当等、率及び金額等については、国の基準といいますか、そういうふう
な政府の考えている一定のラインがあると思うんですが、そういうものと福崎町
のラインはどうなるのか。特別、福崎町のほうが待遇が倍以上よくて、これだけ
になっているんだ、今言われた数字になっておるんだということなのか、それと
も国の交付税の見込みが少ないのか、その辺のところどうなんでしょうか。

総務課長 国の基準どおりということでございまして、12月議会での勤勉手当2.0
5月分ということ人事院勧告で議決をいただいたところでございまして、それ
が国の基準でございまして、会計年度任用職員についても、同じ率を令和6年度
適応させていただく考えでございまして。

8 番 あまりにも、人事院勧告に合わせてやった措置であるのに、必要額に対して4
0%しか交付税でみていないというのはちょっとおかしいのではないかと思うん
ですが、全くこれはもう増えないという見込みですね。まだ分からないですか。

企画財政課長 普通交付税につきましては、あくまで試算となりますので、実際に令和6年度
に算定を行いまして支給されますが、予定として2,000万円程度と見込んで
おります。

議長他に質疑はありませんか。

総務課長 恐れ入ります。一つ前の牛尾議員さんの質問に対しての補足でございまして。
定年という考え方は年齢としてはないと申し上げましたが、ただし、会計年度任
用職員は制度上1年の任用ということになっておりますので、その更新という
形となっておりますので、補足をさせていただきます。

議長他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第6号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。
- 次に、議案第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、監査委員からの意見書をお手元に配付しております。本会議1日目で説明を申し上げたところですが、3月5日付で監査委員の意見書が提出されています。地方自治法の一部改正により条ずれが発生し、これらの規定を引用する箇所の改正であり、妥当であると認めますとの意見となっていますので、よろしく願いいたします。
- 議案第7号について、質疑はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第8号、福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。
- 2 番 廃棄物のこの理由として、高騰による理由が挙げられておるわけなんですけれども、高騰によるということは、全てにおいてそういった値上げされるという考え方になるわけなんですけれども、今くみ取りの単価的なものなんですけれども、これは年間何回というんですか、どれぐらいの計上をされておるんですか。
- 住民生活課長 今回、この議案に上げさせていただいております仮設のくみ取りにつきましては、年によりいろいろばらつきはあるんですけれども、少ないときは22基、多いときで130基を超えるというようなところもございます。
- 2 番 年間、今課長が言われましたように、ばらつきがあると。そして、年間20基で2,000円から5,000円の金額的なものなんですけれども、そんなに業者にとっても大きく収益に上がってくるようなものではないんじゃないかなと思うわけなんですけれども、それを上げなければならないという、もっと何か強い理由はありますか。
- 住民生活課長 収益といいますか、もともとここに説明書のほうにも書いておりますように、平成29年の10月からこの仮設くみ取りを別途するというので、料金体系を設けております。これにつきましては、通常の計画収集であれば、地区を順番に回ってということ効率はいいんですけれども、この仮設については個別、その都度その都度場所も違いますし、連絡があった都度行くというような形で効率的な問題もございまして、別途料金を設けたところでございます。
- それから何年もたっておりますので、今回は同じようなところでございまして、結構別途個別対応というところの部分がございまして、そういった形での経費もかかるというところで、実際事業者のほうからの要望もございまして、その辺の料金のほうも精査をさせていただいて、今回の改正ということで上げさせていただいております。
- 議 長 他に質疑はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第9号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。
- 8 番 この戸数の変更で、それぞれ古くなったところは戸数が減ってきておるんですが、それだけに入居者も高齢化しており、周囲の環境整備やら安全の確保等々、少なくなればなるほど問題になってまいります。それらについて、様々な事件・事故等々が起こっても困りますので、生活環境を守るための管理について、十分に配慮をするというそういうふうな立場でいてほしいと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

住民生活課長 当然、議員言われるとおりでございますので、こちらのほうで確認できる場所もありますし、分からないところもございますので、連絡等が入ることもございます。そういったことについては、早急に対応していきたいというふうには考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第10号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

2 番 この機能別消防団員の11名で当初は動いておったのが、今現在30名の団員数になっておると。昨今、本当に火災等が起こっておりますので、本当に忙しいというんですか、そういう面もあるのもよく分かりますけれども、この30人から50人という人数の改正について、希望者の人数はいきなり50人でなくてもいいんですけれども、30人から希望を募ったときには増えそうな、団員に入っただけという見込みはあるのですか。ちょっとその辺を聞きたいと思えます。

住民生活課長 具体的な人数というのはまだちょっと分からないところではありますけれども、そういった声も聞いておりますので、今回人数のほうを20名増やさせていただくという改正ではございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

1 1 番 人数を増やされるということなんですけれども、今、その機能別消防団員の役割というのは火災だけですか。お尋ねします。

住民生活課長 この発足の意味としましては、平日昼間の火災発生時における初期消火の体制強化というふうなところがございましたので、そういった形での機能別の団員ということではお願いしているところでございます。

1 1 番 僕は今、消防団の検討委員会とかを含めた中でこういうことが出てきているのかなというようには理解はしておりますけれども、今、現状に機能別消防団員は、30人枠で何人おられますか。

住民生活課長 今、定員30人で、入っておられるのも30人ということになっております。

1 1 番 じゃあ、この福崎町の地域防災計画は機能別消防団員24人になっていますけれども、そこは書き換えないんですか。

住民生活課長 申し訳ございません。その辺のところについては、訂正をさせていただきたいと思えます。

1 1 番 そこで、24人で何らかの考えがあって増員されるのかなというのもあったんです。そういう募集の声を聞いておられる。私が思うんは、それは火災ももちろん大切ですけど、やはりこの1月1日に起こったような自然災害、これにやっぱり備えていくべきの機能別じゃないかなと思うんです。もちろんいろんな部門がありますので、例えばユンボに乗られる方とかそういうのも含めて、これ町長、ちょっと火災だけじゃなしに、自然災害にも備えて、この機能別消防団というのは僕は取り組んでいくべきやないかなと思うんですけど、町長、どう思われますか。

町 長 先ほど課長が申しましたように、平日昼間の初期消火を目的として、この機能別消防団ができたということでございます。当初つくるときは、あまりに機能別消防団をつくって負荷をかけすぎますと、なかなか入って協力しようという方が出てくるのかというようなことも心配だったのではないかなというふうに、これは私の推察であります。そういったことで、平日昼間の初期消火という段階でこ

ういう募集をしてきたということで、今後どうするかにつきましては、また消防団の中でもよく検討していただいて、その目的を広げることについては検討していただいたらどうかというふうに思います。

それから、私この自然災害に備えてということですが、私自身思っておりますことは、消防団員がもちろん水防団になったりして自然災害に備えるということはもちろんなんですけれども、消防団でなくても機能別消防団員がいらっしゃいます。その方がこういう目的をもっていなくても、多分私は、災害が起これば駆けつけてくださると思うんです。この機能別に入っておられなくても、その近所の方が、災害が起こったときには協力してされるんだというふうに思っております。いろいろ災害が起こった地域の話聞いても、そういった活動はどこでもされているということ聞いておりますので、入っている入っていないにかかわらず、災害が起こったらみんなで力を合わせて協力して人を助ける、そういったことが起こっていくだろうというふうには思っております。

ただ、今言われたように消防団、機能別消防団、そういう組織を整備していくということもやっぱり大事であろうと思いますので、そのことは今後考えていったらいいのではないかなというふうに思います。

1 1 番 町長の思いを聞かせていただきました。ただ町長、そのボランティアとかいうので気持ちで出て助けてもらっても、その方たちに補償することができへんねんで。だから、機能別消防団に入ってもらったら、例えばそこでけがをしたりいろんなことをしたら、やはり町として、町長の気持ちは分かりますよ。でも、町としてやっぱりそういう災害に対して一生懸命してくれた方に、体の補償を付けてあげないとということなんです。けがしたら、手伝いにきとったけど、あなたの責任ですかじゃないですやん。機能別消防団を使って、その機能別消防団の補償をしてあげるといことです。体的にもね。そういうことを町長、町長の気持ちはよく分かるんです。でも次は、福崎町としてはその方たちに補償をしてあげる、体の補償、助けてくれとったんやから、もしけがしたったら、町で見ますよという保障をしてあげるといことです。これが私大事やと思うんで、ひとつまた考えていただけたらと思います。

町 長 この公務災害補償のことについておっしゃっておられるのではないかなというふうに思うんですが、私自身、消防団であっても、この機能別消防団であっても、それに入っておられなくても、そういった補償はあるというふうにちょっと私自身今のところ理解しているんですが、また詳しいことは担当のほうから言うてもらったら、違っていたら言っていたらいいと思うんですが、何かしらの保障はあるんだろうというふうに私は思っております。

住民生活課長 今、町長が申しましたように、消防団員だけではなくて、例えば火災とかで住民の方が消火活動にあたられるとか、議員言われましたように、水防活動に住民の方があたられるといった場合もございます。そういった場合については、そういう消防作業とか水防の従事者等ということで、住民の方がそのときけがをされた場合でも、何らかの補償というのは、この公務災害のほうで出るということにはなっております。

1 1 番 それちょっと初めて聞いたんで、その何か書いたようなやつは配付することはできますか。

住民生活課長 この次の議案のほうにもなるんですけれども、消防団員等公務災害補償条例、こちらのほうで中には書いてございます。その中で、消防団員と別にそういう消防作業等従事者というようなことで書いてございますので、そういった中身になってございます。

議 長 他に質疑はありませんか。
8 番 現在30人というふうな状況ですが、これ支部ごとの現在の参加状況というふうなことは分かりますか。

住民生活課長 すみません。一応名簿を持っているんですが、人数のほうはちょっと集計しておりませんのですぐ答えられないんですけども、どの支部にも、皆さん機能別のほうには入っていただいているという状況ではございます。

議 長 他に質疑はございませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。
次に、議案第11号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

1 1 番 これは先ほどの答弁でもあったように、機能別消防団員も使えるということですか。

住民生活課長 こちらのほうは、この消防団条例で言います基本団員、それから機能別消防団員、こちらは消防団員ということになっておりますので、当然この条例の範囲に入ります。

1 1 番 その前の答弁でいただいた、災害補償って言われて手伝われた方はこれじゃないんですか。何ていうあれなんでしょう。

住民生活課長 こちら、例えば議案の資料の1ページ、資料のほうをご覧いただきたいと思います。こちらの真ん中に改正内容としてございます。その1番、こちらのほうが基本団員と機能別団員、いわゆる消防団員の補償の基礎額の表になっております。2番としております消防作業従事者等としております。こちらのほうが、先ほど申し上げましたそういう一般の住民の方が作業を手伝ったりとか、従事された方の分の補償の基礎額ということになりまして、それぞれこれが基礎額になりまして、何かありましたら、その何倍かの補償が出るというようなのが条例のほうで定めているところでございます。

1 1 番 じゃあこの公務災害のほうには、大体保険料ってどれぐらいかけてはるんですかね。年間。消防団、それからその消防に従事する方々に対して、保険料というのはどれぐらいかけてはりますか。

企画財政課長 令和6年度予算で128万4,000円となっております。内訳としまして、公務災害補償は先ほど消防団員と機能別630人かける1,900円で119万7,000円と、消防作業従事者・水防作業従事者、これが1万9,377人、これは国勢調査人口だと思うんですけども、それぞれ2円と1.5円をかけていまして、6万円程度と防火防災訓練に対して1万9,377人の1円の1万9,000円で、128万4,000円となっております。

1 1 番 ここをちょっと初めて聞いたんで、非常に勉強になったと思います。ありがとうございます。

議 長 他に質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第12号、福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第13号、福崎町高齢者住宅整備資金貸付けに関する条例を廃止する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第14号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

8 番 この町の裁量の範囲というのはどういう部分にあるのか、お聞かせをいただきたいと思うんです。例えば、第8期では国の基準は9段階まで、ところが、福崎町は10段階といたしておりました。そういうふうな点が、今度は13段階というふうになっております。その辺で、こうなりますと、一部の人たちの大きな負担がかかるというその資料になっておりますが、これもう少し町税裁量の範囲があれば、この13段階にしなくてもよかったのか、しなきゃならないのか、その辺の裁量の範囲をお聞かせいただきたいと思います。

福 祉 課 長 今回、第9期の改正では、国のほうの審議会等で審議されまして、所得の再配分を進めるということで、段階を上げて高い方から低い方への負担を緩和するというので、13段階ということは国のほうで決められています。13段階以上をすることは可なんです、今回は、福崎町では13段階といたしております。

8 番 そうですか。国がこういう方向で出しておるので、なかなか町で段階とか比率を変えるのは難しいのかもしれませんが、どうもちょっと腑に落ちないといえますか、点があります。

それから、この調整交付金が5%というような基本ですが、これは公費50%という中に国費の25%の中に含まれるわけですが、福崎町の場合、この調整交付金が5%になかなかならないという状況が続いております。その分が1号被保険者の保険料に上乗せされてくるということです。こうなったら、公費50%という基本線が守られないということになってきます。この点が矛盾だと思うんですが、この公費を調整交付金が減らされた、県とか町の12.5%の上に上乗せするとか、そういうふうなことにはならないんですか。公費50%を守るということになれば。どうですか。

福 祉 課 長 調整交付金は、質問議員も承知だと思うんですが、その自治体の格差をなくすためにつくられているものでございます。非常に低所得の方がたくさんいらっしゃる自治体、また、高齢者の中で特に85歳以上という方がたくさんいらっしゃるって介護を使っているような方が多い自治体には、5%を超えてたくさん支給される仕組みになっております。福崎町は基準よりも若干そういった方が少ないというところで、3%から4%台を今推移しておまして、どうしてもその分は、残りの部分は1号被保険者の保険料でみていただくというふうな形になります。

8 番 それから、この2号被保険者の保険料は、金額にしてどの程度変化してくるのでしょうか。率は、この27%というのは変わっていないですね。

福 祉 課 長 2号被保険者の率は、今第9期ですけれども、期ごとに全国の65歳以上の方の人口と40歳から64歳までの方の人口の比率によって決まるんですが、現在は、最近はずっと27%のままで推移しております。

8 番 27%ですから、今回の費用額の全体の計算の中で27%は変わらないんですが、金額で幾ら上がるのかと。今、現役世代の方たちに出していただく分が、金額で幾ら変わるのかというのをお聞きをしておるんです。

福 祉 課 長 ちょっと1号被保険者のほうの資料しか今お示ししておりませんので、ちょっと後ほど、そしたらお示しでよろしいでしょうか。

8 番 この保険だけではないのですが、国保にしても後期高齢にしてもそういうやり方してあるんですが、もう非課税世帯ですとかそれに準ずる低いところの世帯の

人たちにはなんですが、それ以上の平均以上とされておる、この介護で言いますと、6, 260円のこの基準額以上の人のところからはもうぐっと上げていくという格好になっています。税金からは、国からはあんまり出さないよと。それで助け合いで賄ってしまえというのが、他の保険も含めて、健康保険全部含めてなっていくつあります、このようなやり方です。この5段階、6段階、7段階といきますと、必ずしもこれが裕福な世帯というわけにはいかないと思うんですが、この物価高騰の中で、このようなところに改めて負担をどんどんかけていくということについて、町長の心境といいますか、考えを求めたいと思います。

町 長 福崎町だけのことで申し上げますと、第8期が6, 160円という標準のところにしていたんですが、今回は6, 260円ということで100円、できれば上げたくはなかったんですけども、100円ということは、もう上げさせていただかなければこの事業が運営できないという思いで、上げさせていただいたということでございます。近年の期ごとの保険料の基準額をずっと推移を見てみますと、一番少ないアップ率であったということでございます、今回はある程度上昇を抑えることができたのではないかなどこのように思っております。

8 番 私が言っておりますのは、平均額は100円ということで、努力していただいているというふうには言えるとも思うんですが、この配分が13段階まで増やして、例えば合計所得額が210万円、第7段階でいきますとこの差額が5, 200円、年間です。そういうふうになって、上のほうになりますと年間で5万4, 600円ももう値上がりというふうに、一部の人のところにぐんと負担をかけていくという方式、こういうやり方について、どのように考えておられますかということをお聞かせ願います。

町 長 あまり私、この部分を考えてことは実はありません。といいますのは、やはりこの介護保険が使われるという方につきましては、低所得者の方というんですか、やはり低所得者の方が困らないように保険料も決めていく必要があるという思いは持っておりますので、私自身そこそこの所得を持っておられる方に少し保険料はいただいて、低所得者の方には安くするという、こういう仕組み自体はそれなりに合意的な考え方ではないのかなどこのように思います。

8 番 私が言っておりますのは、この物価高騰の中で、年間所得200万円や300万円の人たちがそんなに裕福な生活をしておるといって、そんなふうな認識になりますかということをお聞かせ願います。

町 長 この合計所得金額が210万円、320万円、所得です。やっぱり収入はまた別だと思えます。私、これは収入が幾らかというのはちょっと私は今ここではちょっとお答えできないんですが、こういう形でずっと以前から来ておりますので、この仕組みがどうなのかと言われても、この仕組みの中で運営をしていくと、していかなければならないということなんだろうと思います。

議 長 他に質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
しばらく休憩いたします。
再開を10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時34分

再開 午前10時48分

◇

議 長 会議を再開いたします。

福祉課長 先ほど、議案第14号のところで、小林議員さんから質問をいただいております、2号被保険者さんが負担していただく金額を第8期の計画時と第9期の計画時で比較をいたしました。7,885万9,000円、3年間の金額が増えております。

議長 よろしいでしょうか。

次に、議案第15号、福崎町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

1 1 番 新しくこのテントサイトデッキというのをつくられるということなんですが、この春日山ですよ、これ。春日山は携帯の電波が届かないんですよ。例えば、Wi-Fiとかそういうのを付けることはできないかなど。今の時代なんで、もしそういう災害とかがあったときの連絡が、電波が届かないんですよ。大概今までの答弁やったら、自然なんでそういうのはつけられませんというような答弁がいつもかえってきよったと思うんですけど、AC電源ってこう書いてあるんで、どうでしょう。一回考えていただけないでしょうかと思う。質問です。

農林振興課長 議員おっしゃるとおり、あそこへ行けば、キャンプ場のところへ行けばある機種では1本くらい電波が立つような状況で、ほかの機種では全く通信もできないような状況は承知しております。利便性向上のためにも、そのようなことは今の時代必要かなという思いはあります。どういう手法でそのようなWi-Fiの環境が整えられるか、企業さんでやっていただけたところがあるのか、また町で全部持たなくてはいけないのかというようなところも含めまして、調査・研究していきたいと思っております。

議長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第16号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第17号、福崎町下水道事業基金条例を廃止する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第18号、福崎町第6次総合計画基本構想及び基本計画の策定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第19号、第9期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について、質疑はありませんか。

1 番 この計画では、結構この地域ふくろうの会というのが出てくるんですけども、この地域ふくろうの会という主催ということになりましたら、地域包括支援センターになるのか、民生委員になるのか、それとも老人クラブになるのか、そういったところが全然明瞭にはなっていないんですけども、地域ふくろうの会という任意の団体をそれぞれの地域でつくっていただいて、それに丸投げを今の時点ではされている、そういうふうに思われるんですけども。そういったときになりましたら、団体がはっきりしていないというところについて委託をしても、これどうしても将来的には先細りになってしまうんじゃないかという懸念があるんですけども

れども、そういったところについてはどのようにお考えなんでしょうか。

福祉課長 確かにおっしゃるとおり、地域ふくろうの会のことなんですけど、各自自治会のそういったそれぞれの自主組織にお願いといいますか、そこの方にしていただいて、補助を出しているような状況でございます。計画でもあるんですけども、やはり介護、これから介護の高齢者の方がどんどん増えていく、高齢者人口は頭打ちになるんですけど、介護の方が増えていくというふうな推計をしておりますので、地域のそういったふれあいの場というか、そういったことは非常に重要なものであると考えております。地域の方にもご協力いただいて、こういった事業に取り組んでいただくことが介護の予防にもなるし、介護者さんのためにもなるのかなと考えております。

1 番 この地域ふくろうの会というの、回覧板でチラシがありましたので、ちょっと興味を持って、私も先日村のこのふくろうの会に参加を初めてさせていただいたんですけども、やっぱりそこに来られている皆さんも主催がどこかはっきりしないということで、今の役をされている方も、私たちもものすごく不安なんです。これが私がもしもできないとなったときには、誰が後を引き継いでくれるのかなという、そういう心配が最近ものすごくしてきましたということを担当の方が言われていました。

それもそうやなと思いつつながら、私は老人クラブの年間計画も実績報告というのも、老人クラブの事業としてふくろう体操を上げてはいるんですけども、そういったところから考えたら、これ老人クラブで持つべき、それとも民生委員さんにお任せをするのがいいのと言って、そのとき結論は出なかったんです。その後で区長も交えて話したんですけども、いやいや、もう今のままで、今の担当者ができる限り続けていただいたらということで、その場は話が終わったんですけども、実際のところ、どの地域にしてもその方、今担当されている方がもうしくどくなつたわということになったら、先細りというところが見えてくるんじゃないかなと。そういう心配はものすごく今しております。そういったところはどのようにお考えですか。

福祉課長 確かに担い手不足、介護全般に言えるんですけど、担い手不足、ボランティア、こういった地域活動のボランティアの方もやはりいろんな形で不足しているとは聞いております。そういった懸念はあるというのは承知しておりますが、やはりいろんな場面で福崎町、各地区それぞれつながりが強固であるとは思っておりますので、いろんなところで話し合いのきっかけ、今も地域包括支援センターが我が事会議というような会議の場を持つような形で皆さんにご協力を求めているような部分もございます。いろんな話し合いの中で、少しずつそういったことを解決していただければとは考えております。町、包括におきましても、そういったことについては支援をしていく所存でございます。

1 番 それともう一点、ふくろう通信を年に何回か発行されているところですけども、このふくろう通信の発行元が書いてないんです。ふくろう通信という文があって、どこかそのときの地域のふくろう体操をやっている風景も写真が出たりしてるんで、ああ、これは町内全域のことを言われとるんやなというふうには思ったんですけども、発行元がどこにもないんで、これは発行も任意の団体がしているんやろうかというような話が出ていましたんで、発行元だけでも、町の組織でありますよというそういう安心感を与えていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

福祉課長 すみません。ふくろう通信につきましては、ちょっと分かりかねる部分があるんですけど、当然町が発行するもの、また地域包括支援センターが発行するもの

については、きちっと発行元は表記するようにはしていきたいと思います。また、社会福祉協議会が出している部分もありまして、つながりあい通信やったかな、そういったものもきちっと発行元はきちっと出すように、今後町が出す分についてはしていきたいと思います。

1 議 番 お願いします。

長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第20号、令和5年度福崎町一般会計補正予算(第8号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第21号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第22号、令和5年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第23号、令和5年度福崎町水道事業会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第24号、令和5年度福崎町下水道事業会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

議案第25号から議案第31号までの議案は、令和6年度予算についての議案であります。質疑は大綱にとどめて、詳細な点については委員会で質疑をいただきますようお願いいたします。

それでは、議案第25号、令和6年度福崎町一般会計予算について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第26号、令和6年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第27号、令和6年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第28号、令和6年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第29号、令和6年度福崎町水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第30号、令和6年度福崎町工業用水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第31号、令和6年度福崎町下水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第32号です。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前11時03分

再開 午前11時03分

◇

議 長 会議を再開します。
議案第32号、教育長の任命について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、本定例会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 日程第3は、討論・採決であります。
この際、お諮りいたします。
議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度福崎町一般会計補正予算（第7号））及び議案第32号、教育長の任命については委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号及び議案第32号については、本会議において、即決することに決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度福崎町一般会計補正予算（第7号））について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第32号、教育長の任命について討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第32号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第32号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

◇

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

◇

議 長 会議を再開します。
ここで、先ほど教育長の任命に同意することに決定した高橋教育長から発言の申出がございますので、許可いたします。

教 育 長 ただいま再任の同意をいただき、ありがとうございました。改めて、身が引き締まっております。重ねて、本会議の途中に発言の申出をし、貴重な時間をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、4年間の経験で得られた知見・識見を基に、福崎町教育の課題と改善点が見えてきました。そこで、今後は教育の不易と流行において、多くの流行に流されず、不易をも大切にしたいと考えております。その根底には、一人ひとりの志をみんなで育み、子供の心にともしびをともし、町民みんなの学びたいことが学べる福崎町教育に努めることが責務だと感じております。そして、日々の取組の中では、子供と町民の思いを何より大切に、子供と町民が主人公となるような教育を推進します。そのため、活力と潤いのある教育環境をつくり、子供から高齢者まで全ての町民がさらに誇りと自信を持てる福崎町になるよう、最善を考えます。特に、社会的立場の弱い子供や町民がよかったと言える教育を実践し、我が母校を誇りにし、同時に全ての町民がふるさと福崎を愛せるように努めます。

また、同意していただいた皆様方の期待に応えられるよう、全力で福崎町教育のため尽くす覚悟でございます。まだまだ力不足ですので、何とぞ皆様方のより一層のご理解とご支援、力添えをお願いいたします。以上で発言を終わります。ありがとうございました。

日程第4 特別委員会の設置

議 長 次の日程は、特別委員会の設置であります。
本件を議題として、お諮りいたします。
議案第25号から議案第31号までの7件の議案は、令和6年度の一般会計を

はじめ、各特別会計及び企業会計の予算であります。令和6年度の各会計の予算審査につきましては、議長を除く議員を委員とする予算審査特別委員会を審査終了まで設置したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

各会計の予算審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し、この委員会で審査することに決定しました。

重ねてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、福岡町議員委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り指名することとなっております。よって、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

1番石川治議員、2番竹本繁夫議員、3番牛尾雅一議員、4番大塚記美代議員、5番吉高平記議員、6番植岡茂和議員、7番宇崎壽幸議員、8番小林博議員、9番河嶋重一郎議員、10番松岡秀人議員、11番城谷英之議員、12番富田昭市議員、13番三輪一朝議員、以上13名を指名いたします。

ただいま指名いたしました議員13名を予算審査特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました13名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、委員会において互選をお願いいたします。

日程第5 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。

議案第2号から議案第31号まで、それぞれの委員会に付託いたします。

議案第2号から議案第7号までは、総務文教常任委員会に、議案第8号から議案第17号までは、民生まちづくり常任委員会に、議案第18号は総務文教常任委員会に、議案第19号は民生まちづくり常任委員会に、議案第20号は総務文教常任委員会に、議案第21号から議案第24号までは、民生まちづくり常任委員会に、議案第25号から議案第31号までは、予算審査特別委員会に、以上のとおり付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会は8件、民生まちづくり常任委員会は15件、予算審査特別委員会は7件、以上30件をそれぞれの委員会に付託したいと思いますので、よろしくお願いたします。

日程第6 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件につきましては、配付しております資料のとおり派遣することに決定いたしました。
以上で、本定例会2日目の日程は全て終了しました。
本日はこれにて散会いたします。
次の定例会3日目は3月19日火曜日午前9時30分から再開いたします。
お疲れさまでした。

散会 午前11時12分